平成２２年（フ）第１７３８９号
神奈川県横浜市都筑区川向町1182―１―302
破産者　佐藤　　亮
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６２５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目117
破産者　野島　亜浩
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３４１号
東京都台東区台東４丁目29番15―201号
破産者　有限会社ケイ＆ケイ
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３４２号
神奈川県海老名市東柏ケ谷５丁目３－３－101
破産者　大和田研二
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５８５号
東京都台東区東上野３丁目５番９号
破産者　有限会社トミーズ
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５８６号
埼玉県草加市新栄町122―303、開始決定時の住所埼玉県草加市新栄町1000　新栄町団地４－２－410
破産者　富山　　浩
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５８７号
埼玉県草加市長栄町122―303、開始決定時の住所埼玉県草加市新栄町1000　新栄町団地４－２－410
破産者　富山　曜子
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６３４号
東京都練馬区貫井４丁目47番49号
破産者　株式会社森貴
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６３５号
東京都練馬区貫井４丁目47―49
破産者　小森　貴司
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７４０号
東京都練馬区三原台１丁目14―26―309
破産者　木ノ瀬達也
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７８６号
神奈川県横浜市港南区丸山台１丁目17―３―306、開始決定時の住所神奈川県横浜市港南区上永谷５丁目７―29
破産者　小林　伸裕
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７８７号
神奈川県横浜市港南区丸山台１丁目17―３―306
破産者　小林　清惠（旧姓平野）
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０６８号
東京都足立区谷在家３丁目26番11号
破産者　株式会社三彩社
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０７２号
東京都世田谷区粕谷３丁目17番５号
破産者　株式会社櫟工務店
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０７３号
東京都世田谷区粕谷３丁目17―５
破産者　奥田　捷五
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０８２号
東京都渋谷区東１丁目28番９号
破産者　株式会社アッシュ・アー・ドゥ
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０８３号
東京都狛江市東和泉１丁目32―43―501
破産者　原木　繁利
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１０４号
神奈川県相模原市中央区清新８丁目11番１号
破産者　株式会社オメガテクノモデリング
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１０５号
神奈川県相模原市中央区千代田５丁目２－７
破産者　倉本　俊司
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１０６号
神奈川県相模原市中央区千代田５丁目２－７
破産者　倉本　俊彦
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１４９号
東京都品川区東中延１丁目11番12号
破産者　株式会社ナカノブ
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部